商品説明書（融資）

カードローン「ＮＥＯ」（しんきん保証）

（2024 年 9 月 17 日現在）

１．商品名（愛称）	カードローン「ＮＥＯ」
２．ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ① 満２０歳以上６５歳未満の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方 ④ 当金庫および（一社）しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認めた方
３．資金使途	原則自由 （ただし、健康で文化的な生活を営むための健全な消費資金とし、事業性資金は除きます）
４．ご利用限度額	１０万円～５００万円（１０万円単位）
５．契約期間	３年（契約成立日から３年後の応当日の属する月の 10 日）とし、契約期間満了時毎に審査のうえ自動更新となります。 ただし、満７０歳以上での更新は行いません。
６．担保･保証人	不要 （保証会社である（一社）しんきん保証基金が審査のうえ保証します）
７．ご返済方法	毎月のご返済は毎月 10 日（金融機関休業日の場合は翌営業日。） 定例のご返済金額は、定例返済日の前日における貸越残高により返済金額を決定し、約定返済日に、ご返済口座から引落を行います。 また、毎月のご返済のほかにカードローンをご利用中のカードを使用し、お取扱店窓口、当金庫ＡＴＭで随時ご返済いただくことも可能です。ただし、毎月１０日のご返済以外に追加のご返済をいただいた場合でも、ご指定の口座から毎月のご返済は必要です。（ご利用残高がゼロでも貸越利息の引落が発生します。） また、ＡＴＭでの貸越利息のご清算はできません。貸越利息も含めてご利用残高全額ご清算される場合は、お取扱店窓口でのお手続きが必要となります。
８．都度のご利用	都度のご利用は、当金庫が定めたご利用限度額範囲内かつ千円単位となります。 なお、１日あたりのご利用限度額は当金庫が定めた範囲とします。

定例返済日の前日の貸越残高	ご返済金額
１０万円以下	３,０００円
１０万円超　３０万円以下	５,０００円
３０万円超　５０万円以下	１０,０００円
５０万円超　１００万円以下	２０,０００円
１００万円超　２００万円以下	３０,０００円
２００万円超　３００万円以下	４０,０００円
３００万円超　４００万円以下	５０,０００円
４００万円超　５００万円以下	６０,０００円

次頁に続きます

<table>
<tr><td>９．金利</td><td>・固定金利（保証料を含みます。）
※ご利用貸越極度額に応じ、次のとおりとなります。
<table><tr><th>ご利用貸越極度額</th><th>金　利</th></tr><tr><td>５０万円以下</td><td>年13．500％</td></tr><tr><td>６０万円以上　　１００万円以下</td><td>年12．500％</td></tr><tr><td>１１０万円以上　　２００万円以下</td><td>年9．500％</td></tr><tr><td>２１０万円以上　　３００万円以下</td><td>年8．500％</td></tr><tr><td>３１０万円以上　　４００万円以下</td><td>年6．500％</td></tr><tr><td>４１０万円以上　　５００万円以下</td><td>年4．800％</td></tr></table>・現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。</td></tr>
<tr><td>10．金利特典</td><td>当金庫に給与振込（５万円以上）の実績のある方（同時手続きも可）または職域サポート契約先の従業員等の方の場合、金利を▲０．５％優遇します。</td></tr>
<tr><td>11．利息の計算方法</td><td>毎日の最終残高について、付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算</td></tr>
<tr><td>12．遅延損害金</td><td>ご返済を遅延された場合の損害金は１４．５％とします。</td></tr>
<tr><td>13．手数料･保証料</td><td>印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は金利に含まれます。</td></tr>
<tr><td>14．お申込時に
ご用意いただくもの</td><td>① ご印鑑（普通預金お届印）
② ご本人であることを確認できる運転免許証（表裏）の写し
※運転免許証を取得されていない場合は、以下のいずれか１通の提出をお願いします。
イ．顔写真付住民基本台帳カード（表裏）
ロ．運転経歴証明書（表裏）
ハ．健康保険証（表裏）
ニ．パスポート
※健康保険証（表裏）により本人確認書類とするお客さまは、住民票抄本（写し）または公共料金の領収書（写し）をご用意ください。
※お申込みのお客さまが日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることが確認できる書類をご用意ください。
③ ご本人の年収を確認できる書類の写し
公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書等
ただし、ご希望極度額が１００万円以下の場合は、不要とします。
＊勤続２年未満の給与所得者の方に限り、給与明細票(写)でも代替が可能です。</td></tr>
<tr><td>15．苦情処理措置・
紛争解決措置</td><td>苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。
紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</td></tr>
</table>

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

桐生信用金庫